

磐田市墓地、埋葬等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 10 条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の事務に関して磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成 17 年磐田市規則第 105 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより事務の円滑な運営を図るものとする。

(経営の許可等の区分)

第 2 条 墓地等の経営、変更、廃止許可の区分は、次のとおりとする。

(1) 経営の許可（法第 10 条第 1 項の規定により新規の経営となる場合）

ア 既に許可を受けた墓地等の規模（以下「経営許可規模」という。）と同一規模以上の拡張又は増設の場合は、新規の許可として取り扱う。

イ 既に許可を受けた墓地等と新たに経営しようとする墓地等の区域が異なる等管理上一体と認められない場合は、新規の許可として取り扱う。

ウ 火葬場の経営許可に際しては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条の規定による都市計画の決定又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可を確認した上取り扱う。

エ 墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設（駐車場、管理事務所、休憩所、便所、ごみ処理設備、給水設備等）が墓地等と同一敷地にあり、かつ、管理上一体の施設と認められる場合は、これらを墓地等の区域又は施設に含めることとする。

(2) 変更の許可（法第 10 条第 2 項の規定により、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設及びそれらの敷地を変更しようとする場合）

ア 墓地を経営許可規模と同一規模未満で拡張する場合又はその一部を縮小する場合は、変更許可として取り扱う。

イ 納骨堂又は火葬場にあつては、その敷地の拡張若しくは施設の増設又はその一部の廃止により当該施設の機能に変更を生ずる場合は、変更許可として取り扱う。

ウ 火葬場の変更許可に際しては、都市計画法第 21 条の規定による都市計画の変更又は建築基準法第 51 条の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可を確認した上取り扱う。

エ 墓地等と同一敷地にあり、かつ、管理上一体の施設と認められるとして墓地等の区域又は施設に含めて許可した墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設を増設又はその一部を廃止する場合は、変更許可として取り扱う。

(3) 廃止の許可（法第 10 条第 2 項の規定により墓地等を廃止しようとする場合）

許可を受けている墓地等及び法第 11 条又は法第 26 条の規定により許可を受けたものとみなされる墓地等を廃止許可の対象とする。

（経営許可申請書の添付書類等）

第 3 条 規則第 4 条各号に定める書類及び図面は、次に掲げるものをいう。

- (1) 第 1 号の「許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類」とは、予算議決書の写し等とする。
- (2) 第 2 号の「許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類」とは、会議の日時、場所、役員（理事）総数、出席した役員（理事）の氏名、議事の経過の概要及びその結果が記載された議事録の写し等とする。
- (3) 第 2 号の法人の「商業登記簿の登記事項証明書」及び第 4 号の「登記事項証明書」については、申請前 3 月以内に交付を受けたものとする。
- (4) 第 4 号の「登記事項証明書」については、申請土地の所有者及び申請土地に対する第三者の権利の設定の有無について確認する。また、同号の「公図の写し」については、申請地及び隣接地の所有者名及び地目を記入したものとする。
- (5) 第 5 号の「維持管理の方法を明らかにする書類」とは、墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設の清掃及び補修、墓地等で発生するごみの処理方法について記述したものとする。
- (6) 第 6 号の「収支予算書その他の墓地等の経営に関する書類」とは、墓地等の経営に係る収入（自己資金、借入金等）と支出（土地取得費、造成費）について記載したものとする。
- (7) 第 7 号の「その区域及び施設等の配置を明らかにする平図面」とは、墓地の境界の垣根等、墳墓の区画、附帯する設備等が記載された計画図とする。
- (8) 第 8 号の「構造設備を明らかにする図面」とは、建物の構造図及び詳細な設計仕様書等とする。
- (9) 第 9 号の「市長が必要があると認める書類」とは、次に掲げるものとする。

ア 地方公共団体又は公益法人にあっては、需要予測計算書

イ 宗教法人にあっては、墓地等使用希望者名簿（使用希望者の少なくとも 2 分の 1 以上が市内在住者であること。）

ウ 墓地の設置に関する隣接土地所有者の同意書（隣接地が公道、河川等の官地である場合には、それを挟んで接する土地の所有者の同意書は、原則として必要としない。）

エ 申請地が申請者の所有でない場合にあっては、許可後直ちに所有権を移転する旨の申請者と土地所有者連名の確約書

（変更許可の申請書の添付書類）

第4条 規則第5条各号に定める書類及び図面とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 第2号の「変更の内容を明らかにする図面」とは、墓地等の区域又は施設の平面図に変更する部分を明記した図面とする。
- (2) 第4号の「市長が必要があると認める書類」とは、前条第9号の場合に同じ。ただし、縮小の場合においては、内容に応じてその一部又は全部を省略することができる。

（経営の許可等の申請）

第5条 墓地等の経営の許可等を申請しようとする者は、事前に市長の指導を受けた上、計画地に隣接する土地の所有者等に計画の概要について説明し、かつ、市の土地利用計画等との整合が図られるよう努めることとする。

- 2 経営又は変更の許可の申請については、墓地の場合にあっては工事着工前に申請し、許可を受けた後に工事に着手するものとし、納骨堂及び火葬場にあっては、工事完成後に申請するものとする。
- 3 変更又は廃止の許可の申請にあっては、改葬を必要とする場合は、改葬の後に申請するものとする。ただし、移転等の場合で経営又は変更の許可と同時に廃止又は変更の申請がなされる場合にあっては、この限りでない。
- 4 墓地等の経営の許可等を申請するに当たり他の法令等の許可又は認可等を要する場合は、原則として申請前に許可又は認可等を受けることとする。

（墓地の工事の完了届）

第6条 墓地の許可区域を複数工区にわたって施行する場合は、その工区ごとに規則第12条に定める墓地工事完了届を提出するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の竜洋町墓地、埋葬等に関する事務取扱要領（平成 11 年竜洋町要領第 1 号）又は墓地等の経営の許可等事務取扱要領（平成 11 年豊田町要領第 2 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 20 年 12 月 17 日告示第 305 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。